

## 令和 7 年度 農福連携人財育成事業委託業務仕様書

### 1 事業の名称 令和 7 年度農福連携人財育成事業委託業務

### 2 事業の概要

農業の新たな担い手の確保と、障がいのある者等が活躍できる場の提供を目的として、農業分野と福祉分野の橋渡しに取り組む“人財”を確保するための事業を実施する。

### 3 契約期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日

### 4 委託額 2, 141, 000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 5 業務の内容

#### （1）農福連携に取り組む人材の確保

現場により近い参加者が、農業分野及び福祉分野に農福連携を提案できるよう、農業従事者や農業関係者等を対象とした農福連携推進セミナーを開催する。セミナーの主な内容は、実践事例の共有や、現場レベルでの現状・課題に対する改善策の提言等とする。

#### （2）農福連携への取組のきっかけづくり

農業従事者や福祉事業所が、新たに農福連携に取り組むきっかけとなるよう、農福連携に関する基本的な情報と、実践事例等を広くカバーした「農福連携スタートアップマニュアル」の原稿を作成する。

#### （3）その他（県の取組への協力）

ア 県では、（2）の農福連携スタートアップマニュアルの作成に加えて、実際の作業イメージが伝わりやすいよう動画の作成を予定している。本動画の作成に必要な事前調査等への協力を行う。

イ 県では、国と連携して農福連携を推進するため、農業従事者や福祉事業所の農福連携への取組意向や、その他基礎調査等を実施する。本調査の実施にあたり、参考となる情報（農福連携実践者や、市町村の取組意向等）を収集し、県に提供する。

### 6 業務の実施体制

上記委託事業に当たる農福連携アドバイザーを 1 名（5 日以上／月程度）配置すること。

なお、農福連携アドバイザーは、農業の支援に関する知識・経験を有する者を選任すること。

### 7 事業の進め方

事業の進め方・手法等については、県農産課と調整、協議すること。

### 8 事業完了報告書の提出

上記 5 に関する事業完了後、事業に係る所要金額や事業実績を記した事業完了報告書を作成し、記録写真を添えて、県に提出すること。

## 9 その他

- ・本事業の実施に伴い、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- ・県は、事業の趣旨に逸脱する行為があると認めた場合には、契約の解除等を行うことができるものとする。
- ・本事業の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- ・本仕様書に定めのない事項で必要があるとき又はこの業務に関して疑義を生じたときは、協議の上で決定するものとする。

農福連携アドバイザーとは、一般的な農作業と障がいのある者等の農作業の知識と経験を有する人材です。

農業者、就労系障害福祉サービス事業所の職業指導員、障害のある者等に対して、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材である農林水産省から認定された農福連携技術支援者が好ましいです。